

認定薬局制度の現状

滋賀県健康医療福祉部薬務課

特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月1日施行

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

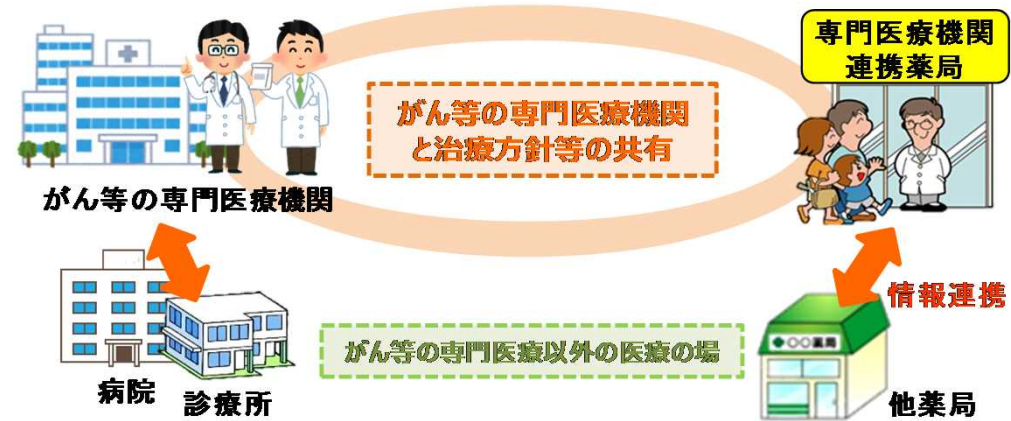


患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

地域連携薬局の基準

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定目標数

1 地域連携薬局

地域包括ケアシステムの一員として機能するために、日常生活圏域（中学校区）に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに100薬局以上（各年度25薬局以上）

2 専門医療機関連携薬局

がん連携診療拠点病院等と連携するために、二次医療圏に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに7薬局以上

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定数

(令和4年7月31日時点)

二次医療圏	市町	薬局数 (R4.3.31)	中学校区	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
大津	大津市	152	18	8	1
湖南	草津市	61	6	6	3
	守山市	41	4	2	
	栗東市	36	3	3	
	野洲市	24	3	0	
甲賀	甲賀市	44	6	3	0
	湖南市	21	4	2	
東近江	東近江市	46	9	0	0
	近江八幡市	46	4	2	
	日野町	7	1	0	
	竜王町	3	1	0	
湖東	彦根市	64	7	4	1
	愛荘町	5	2	0	
	豊郷町	4	1	1	
	甲良町	0	1	0	
	多賀町	1	1	0	
湖北	米原市	11	6	0	0
	長浜市	61	10	2	
湖西	高島市	26	6	0	0
合計		653	93	33	5

(全国) 地域連携薬局 認定数

全数 2,807 (令和4年6月30日時点)

北海道	91	東京都	542	滋賀県	33	徳島県	14
青森県	20	神奈川県	232	京都府	68	香川県	24
岩手県	18	新潟県	43	大阪府	200	愛媛県	28
宮城県	59	山梨県	9	兵庫県	110	高知県	13
秋田県	6	長野県	20	奈良県	26	福岡県	91
山形県	17	富山県	22	和歌山県	13	佐賀県	8
福島県	43	石川県	35	鳥取県	18	長崎県	11
茨城県	110	岐阜県	21	島根県	12	熊本県	30
栃木県	44	静岡県	63	岡山県	45	大分県	20
群馬県	31	愛知県	103	広島県	72	宮崎県	15
埼玉県	180	三重県	43	山口県	20	鹿児島県	29
千葉県	143	福井県	9			沖縄県	3

(全国) 専門医療機関連携薬局 認定数

全数 112 (令和4年6月30日時点)

北海道	10	東京都	11	滋賀県	3	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	8	京都府	0	香川県	0
岩手県	1	新潟県	0	大阪府	5	愛媛県	3
宮城県	4	山梨県	0	兵庫県	6	高知県	1
秋田県	0	長野県	6	奈良県	0	福岡県	5
山形県	3	富山県	1	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	0	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	1
茨城県	3	岐阜県	2	島根県	1	熊本県	1
栃木県	1	静岡県	0	岡山県	1	大分県	1
群馬県	4	愛知県	7	広島県	1	宮崎県	0
埼玉県	6	三重県	5	山口県	1	鹿児島県	0
千葉県	5	福井県	0			沖縄県	0

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局一覧



地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧

2022年7月1日

- 患者さん自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の知事認定制度が令和2年8月1日からスタートしました。その機能をもつ薬局として「地域連携薬局」、「専門医療機関連携薬局（がん）」があります。
- **地域連携薬局**は、外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との連携情報の一元的・体系的な情報連携に対応できる薬局です。
- **専門医療機関連携薬局（がん）**は、がんの専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局です。
- 薬局を選択する際の参考にしてください！



認定薬局一覧を地図上で確認することができます ⇒⇒⇒ [こちら](#)

地域連携薬局 認定一覧

大津市

No.	名称	住所	当初認定日	認定期間
1	アピス薬局大津店	大津市札の辻4-6	令和3年9月1日	令和3年9月1日～令和4年8月31日
2	スギ薬局 衣川店	大津市衣川一丁目37-2	令和4年2月2日	令和4年2月2日～令和5年2月1日
3	スギ薬局 大津富士見台店	大津市富士見台3-1	令和4年2月2日	令和4年2月2日～令和5年2月1日
4	スギ薬局 壁田東店	大津市今壁田二丁目23-1	令和4年2月2日	令和4年2月2日～令和5年2月1日

健康・医療・福祉

- ◆ 健康
- ◆ 医療
- ◆ 保険
- ◆ 薬事・感染症
- ◆ 高齢者福祉・介護
- ◆ 障害福祉
- ◆ 地域福祉

バナー広告

2022年1月誕生
トヨタ モビリティ滋賀

滋賀県神田重産金銀株式会社

滋賀県産品販売会

工業技術センター

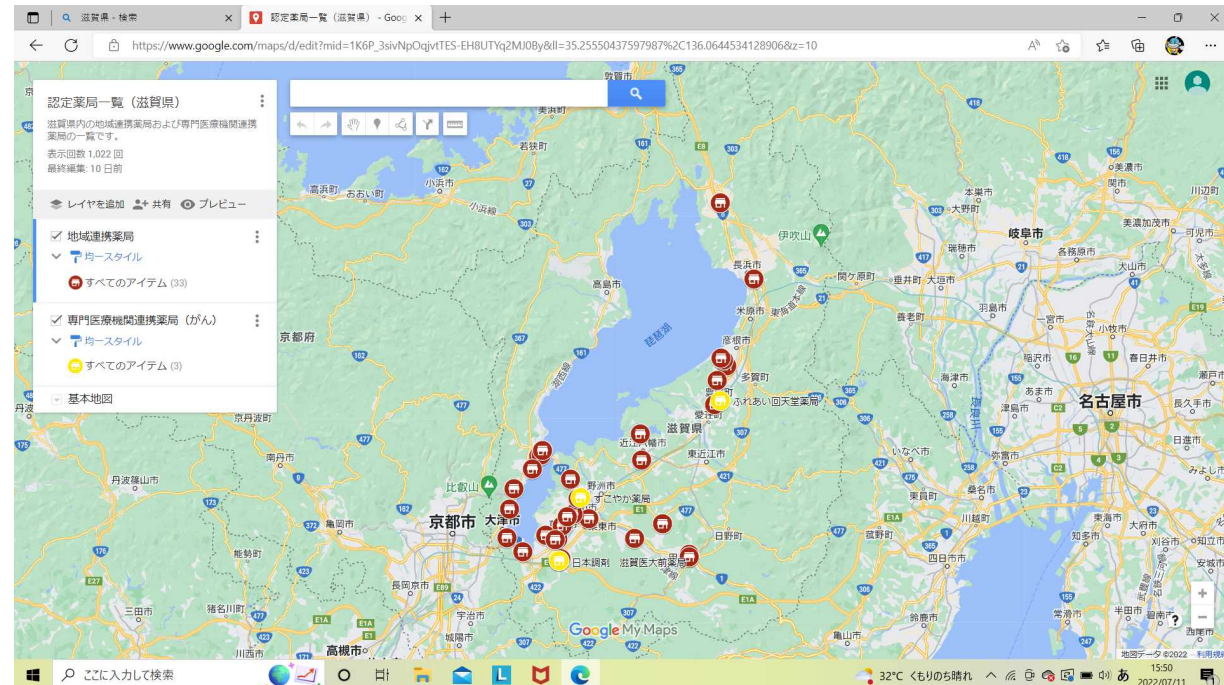
melment

読者プレゼント

読者プレゼント

バナー広告募集中

滋賀県ホームページ内のgoogle検索で「地域連携薬局一覧」と検索



地域連携薬局の取組状況

1 地域の医療機関に報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）

※認定取得薬局平均回数

	入院時	退院時	外来受診時	在宅訪問時	月平均
回数	0.0	0.1	10.1	48.5	57.5

2 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績（年1回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	年平均
回数	7.0

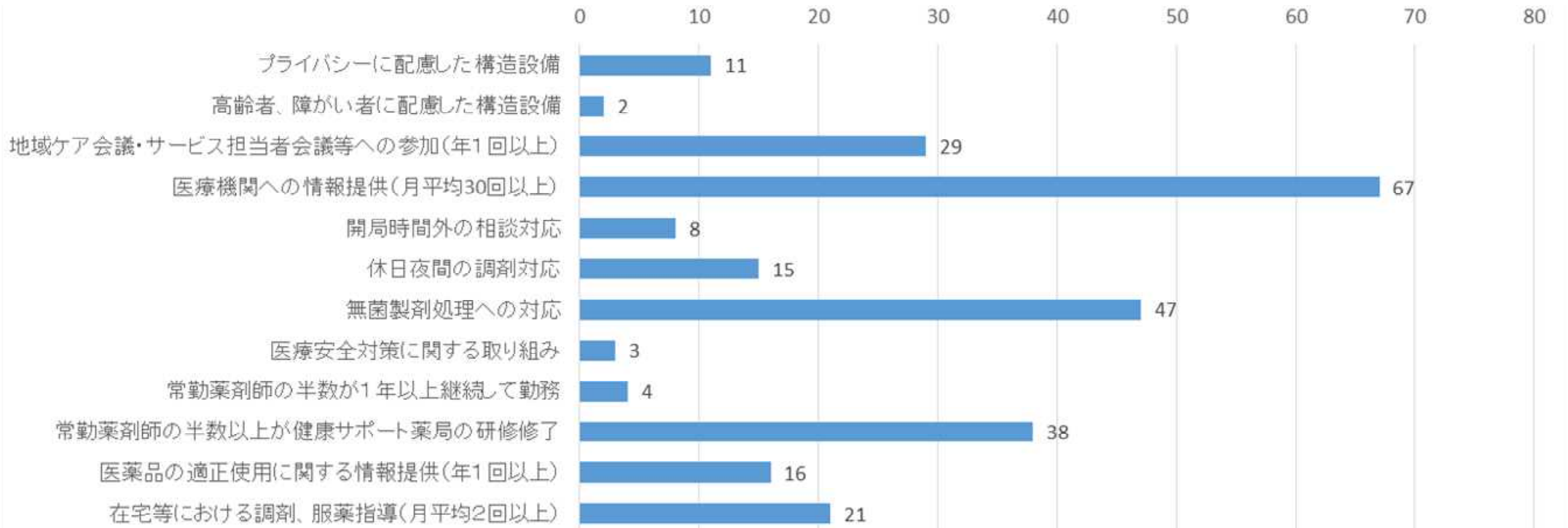
3 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	月平均
回数	34.8

研修会の事前アンケート結果

地域連携薬局を取得にあたって難しい点がありますか。



地域連携薬局認定基準の考え方

【認定基準】

利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備

Q：薬局内が狭く、座って服薬指導を受けるためのイスを常時設置することが難しい場合どうすればよいですか？

A：イスを常時設置することが難しい場合は、イスに座って服薬指導等を受けられる旨をわかりやすく掲示し、必要な場合にイスを用意することでも認められます。

Q：待合スペースと情報提供場所の距離を確保することが難しい場合どうすればよいか？

A：待合スペースのイスの向きを変えて情報提供場所を直視できないようにする、マスキング音源（テレビ、BGMなど）により相談内容を聞き取りにくくする方法もあります。

地域連携薬局認定基準の考え方

【認定基準】

医療機関への月平均30回以上の報告・連絡の実績

Q：どのような事例を実績としてよいですか？

A：調剤報酬の算定の有無に関わらず、医療機関にとって役立つ内容を提供した場合は、実績として計上していただいて差し支えありません。例えば、以下のような事例があります。

(例)

- ・服薬状況やそれに対する指導結果
- ・副作用と思われる症状に関する情報
- ・適切な用法を選択するための、患者さんの食事、排泄などの生活上の情報
- ・吸入薬・自己注射薬の指導結果
- ・患者からの質問とその回答した内容
- ・残薬に関する情報
- ・在宅訪問指導に関する情報 など

地域連携薬局認定基準の考え方

【認定基準】

無菌製剤処理を実施できる体制の整備

Q：自局で対応するのが難しい場合はどうすればよいですか？

A：①共同利用による対応、②他の薬局を紹介による対応も認められます。
無菌調剤に対応している薬局は「医療ネット滋賀」で調べることができます。

地域連携薬局認定基準の考え方

【認定基準】

無菌製剤処理を実施できる体制の整備

Q：無菌製剤処理をするための設備を自局内に設置したいが基準はありますか？

A：基準は以下のとおりです。令和4年2月8日から基準を緩和しています。

IVH（中心静脈栄養法用輸液）等の無菌製剤処理を行う場合は、次の要件を満たすこと。

- (1) 無菌製剤処理を行うための専用の部屋（以下「無菌調剤室」という。）、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていること。
- (2) 設備及び器具は、滅菌又は消毒が可能なものであること。
- (3) 次に掲げる物を備えること。
 - ア 手指等の消毒薬剤
 - イ 専用の無菌作業衣（帽子、マスク、手袋、履物等を含む。）
- (4) 無菌調剤室を設ける場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 薬局内に設置された、他と仕切られた専用の部屋であること。
 - イ 無菌調剤室は、塵埃又は微生物による汚染を防止するための構造設備（空調設備、準備室又は前室、パスボックス・殺菌灯、エアシャワー等）を有すること。ただし、設備等の機能により同等の効果を得ることができる場合は、この限りでない。
 - ウ 無菌調剤室の天井、壁及び床の表面は、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものであること。
 - エ 無菌調剤室に入室するための手洗設備及び更衣設備を有すること。

不明な点がありましたらお問い合わせください。

メール：yakumu@pref.shiga.lg.jp

T E L : 077-528-3634